

## 5. 水制

### (1) 基本事項

河岸侵食防止を図る手法としては、法覆工、根固工を用いる事例が多いが、川幅が広い河川で流水の方向を変えることにより河岸の侵食防止を期待できる場合には、水制の設置についても検討する。

#### 《解 説》

- ・ 水制の効用として、以下の項目があげられるが適用に当たっては、河川の規模や勾配等、適用条件を十分調査し、活用することが望ましい。
  - ① 水制付近に土砂の堆積を生じさせることが多く、流速減少の効果が期待できる。
  - ② 水の流れを変える、河岸に多様な水際線や良好な河川景観を創出する、洪水時には魚の避難場所を提供するなど、河川環境の保全・復元に役立つ多様な機能がある。
  - ③ 護岸基礎の洗掘が広い範囲にわたって想定され、根固工・護床工を広範囲に敷設する必要がある場合には、水制を数基設置することで経済的になり、かつ瀬や淵などを保全することが可能になることも考えられる。
- ・ 川幅の小さい河川では、水制の設置により河床洗掘、河岸侵食を助長する恐れがあるため、その適用に当たっては当該河川及び類似河川の実績等を十分勘案して判断する必要がある。



写真 5.1 低水河岸に水制工を設置した事例（矢作川：愛知県）

- ・ 左：2002.3撮影 右：2008.6撮影
- ・ 水制工により流心が河道中央部に誘導され、水制と水制の間には土砂が堆積している。



写真5.2 被災状況 コンクリートブロック護岸が被災

写真5.3 完成時

被災した右岸側は石出し水制を設置することで従前よりも強度の低いかご工で復旧、水裏部となる左岸はかご工で復旧している



写真5.4 完成後1年

水際部及び低水路に植生の回復が見られる

